

「均衡の取れた修復的正義モデル」に基づく少年刑事司法のあり方に関する研究

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学 公開日: 2019-05-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 津田, 雅也 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10297/00026538

平成 30 年 6 月 21 日現在

機関番号：13801

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2017

課題番号：26780039

研究課題名(和文)「均衡の取れた修復的正義モデル」に基づく少年刑事司法のあり方に関する研究

研究課題名(英文) A study on juvenile criminal justice system based on "balanced and restorative justice system"

研究代表者

津田 雅也 (TSUDA, MASAYA)

静岡大学・人文社会科学部・准教授

研究者番号：80633643

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：「均衡の取れた修復的正義モデル」に基づく少年刑事司法のあり方について、アメリカにおいて展開されている少年司法モデル論を手がかりに、少年刑事事件の基礎理論およびその史的展開、少年事件移送制度についての研究を行った。
その結果、少年刑事司法においては、少年の改善更生、地域社会の安全、手続の適正さといった諸理念の調和をとることが重要であることが確認された。少年の年齢、少年の心身状況、少年の処遇適合性、犯罪の性質、公共安全といった諸要素を考慮して、事件移送制度等の少年司法制度が構想されることが望まれる。

研究成果の概要(英文)：This study examined the appropriate juvenile criminal justice system based on "balanced and restorative justice system" by analyzing the theory of juvenile justice model in the United States. Throughout the research, this study focused on basic theory of juvenile criminal case and its historical development, as well as juvenile transfer system.

As a result, I found following suggestions. In juvenile criminal justice system, it is important to harmonize the various ideals such as juvenile improvement rehabilitation, public safety, and the due process. It is appropriate that a juvenile justice system such as a case transfer system will be conceived in consideration of factors such as the age of juveniles, physical and mental conditions of juveniles, amenability of treatment for juveniles, nature of crime, public safety.

研究分野：少年法

キーワード：少年法 少年の刑事事件 刑事処分選択 刑事法学 刑事責任年齢 少年に対する刑罰

1. 研究開始当初の背景

わが国の少年法制は、2000 年以来、3 回の少年法改正が行われており、さらなる改正が検討中である。すなわち、原則逆送制度の導入および無期刑の減軽方法変更（必要減軽から裁量減軽）（平成 12 年改正）、被害者の意見聴取等の被害者配慮規定の導入（平成 12、20 年改正）といった改正に引き続いて、平成 25 年の法制審諮問 95 号において少年刑（不定期刑と無期刑減軽の定期刑）の上限引き上げ検討がなされている。

これらの改正は、従来は必ずしも注目されてこなかった少年刑事事件に関連するものであることが特徴的である。わが国の少年法学は、少年法の目的が「少年の健全な育成」（少年法 1 条）であることから、少年法の採用する保護優先主義の基礎付けとして、少年の可塑性・更生可能性を強調してきた。しかし、少年法の任務は「少年の保護教育」のみならず、一般予防の要請や被害者への対応・配慮といった「犯罪対策」にもあることに照らすと、少年の可塑性・更生可能性のみでは、少年法全体を適切に基礎づけることはできない。したがって、少年の可塑性・更生可能性のみを用いることは少年に対する刑事処分の理論的基礎を構築するためには非実践的である。少年刑事事件に関連する法改正がなされ、また、今後も継続する可能性がある状況においては、「少年の保護教育」と「犯罪対策」とを調和させるための新たな基礎理論を構築することにより、少年刑事事件の解釈指針を提供する必要性が認められる。

一方、アメリカにおいては、1980 年代以降の行き過ぎた厳罰化の反省から、少年の応答責任・少年の処遇適応性・地域社会の安全の 3 つの要請を調和させることを目指した「均衡の取れた修復モデル」が 1990 年代後半に司法省の OJJDP（少年司法及び非行予防局）により体系化・提唱され、アメリカの半数以上の州において同モデルに基づく立法及び少年司法運用が推進されている。現在のわが国少年法学の課題が「少年の保護教育」と「犯罪対策」の調和に資する基礎理論の提示であること、かかる課題があるにもかかわらず少年刑事処分の基礎理論に関する議論は現在のわが国においてはなお乏しい状況にあること、「均衡の取れた修復的正義モデル」をわが国に詳細に紹介した文献はほぼ存在しないことなどに鑑みると、アメリカ少年法におけるこれらのモデル論を分析・検討し、我が国における新たな少年法基礎理論の構築を目指す有用性が認められる。

2. 研究の目的

本研究は、わが国における少年刑事処分の基礎づけに関する議論状況の確認と、少年刑事処分の基礎理論構築に「均衡の取れた修復的正義モデル」が有用であることの言語化を行うことを目的とする。

従来のわが国においては、保護処分に豊富

な議論の蓄積が見られる一方で、少年刑事事件の議論があまり行われなかった結果、少年の保護教育と犯罪対策を調和させるという視点がほとんど提示されなかった。そこで、本研究は、「厳罰か寛刑か」といった二分論的な議論を排斥し、「均衡の取れた修復的正義モデル」という統一的な分析視角から少年刑事事件の基礎理論を提供し、少年刑事事件についての具体的解釈基準を提示することを目指す。

3. 研究の方法

本研究は、アメリカにおいて主張されている少年司法モデル論を検討しつつ、少年法の規範的基礎を明らかにするという方法を用いる。

文献研究は、わが国とアメリカにおける少年法の理論的基礎を確認し、また、アメリカにおけるモデル論を概観した上で、均衡の取れた修復的正義モデルの検討を行った。

海外調査は、前提となる文献調査を踏まえた上で、アメリカの実務家から、アメリカにおける少年刑事事件の概要、少年刑事事件の理念等について聞き取り調査等を行う（具体的には、メリーランド州モントゴメリー郡サーキットコートを訪れ、同裁判所の裁判官、コートクラークのほか、公設弁護士、同州少年司法局職員らを対象とするインタビュー）。また、可能な範囲で、少年事件の傍聴を実施し、運用状況の把握に努めた。

4. 研究成果

(1) 日本における議論の到達点と問題点

大正 14 年に旧少年法が制定される以前の日本の学説は、刑事責任年齢を超えた者を直ちに成人と同視してはならず、若年であることを理由に相対的に軽い刑罰を科すべき存在として捉えていた。旧少年法が制定されて以降は、教育刑論の立場から少年法の理念（不良少年の「良化」）を刑罰の本質理解に及ぼす牧野英一博士の見解、少年の保護事件と刑事事件においては共に教育刑の理念が及ぶとする円井正夫判事の見解が主張されたほか、刑事政策的な合目的的考慮から少年刑事事件を基礎づける見解などが主張された。

これらの見解は、その背後にある理論的背景や狙いは異なるものの、少年の改善更生、社会の安全確保、被害者への配慮といった多様な刑事政策的見地から、少年の刑事処分を基礎づけようとする点で意義がある。しかし、こうした様々な刑事政策的見地を、少年の健全育成という法の目的とどのように調和させるべきかという指針が十分に提供されておらず、少年の刑事事件という少年保護と犯罪対策の要請が相克する状況において、解釈の指針となる見解が十分に示されていないという問題点があることを明らかにすることができた。

(2) アメリカの学説

アメリカにおいては、少年矯正のための基本理念・戦略として少年司法モデル論という概念を用いて、少年法制の在り方が分析されている。モデル論によると、19世紀の少年裁判所制定以降、アメリカには次のような少年司法モデルが存在している。

伝統的に主張されたのは、国親思想を基礎として主張された更生モデルである。更生モデルは、少年犯罪者を成人犯罪者と区別して扱うことによって、少年の性格、態度、行動様式を変化させ、少年の犯罪傾向を弱めることを少年司法の目的であると捉える見解である。このモデルによると、個々の少年が更生のために必要とする処遇を提供することが少年司法の役割であることになるため、裁判官の裁量権は拡張され、また、少年処遇は利益処分であり不服申し立てや罪刑均衡的な発想とはなじまないことが明らかとなった。

こうした更生モデルを批判して1960年代のいわゆる適正手続革命の流れにおいて主張されたのが、公正モデルである。同モデルは、成人の刑事手続における適正手続の理念を少年事件にも及ぼすことを主張し、当事者主義、自己負罪拒否特権、高い証明基準などを少年事件においても導入した。アメリカ法曹協会も、少年司法標準プロジェクトという一種のモデル法典を公表し、その1.1条、1.2条において公正モデルを明文化したことが確認できた。

公正モデルは、更生モデルを全否定したわけではなく、その手続的不備を指摘し、修正を試みた。しかし、結果として、伝統的な少年司法を成人の刑事手続に接近させることとなった。すなわち、1980年代のget tough on crime政策(厳格対応政策)の台頭により、刑罰を少年による違法行為統制の効果的手段ととらえ、少年の更生を重視する伝統的な少年司法を批判する犯罪統制モデルが主張されるに至った。

このように、1980年代までのアメリカにおいては、少年の更生、手続的な適正さ、犯罪の統制といった一元的な目的を少年司法の理念として掲げる見解が主張されていた。これに対して、1990年後半から、こうした二項対立的な議論(更生か犯罪統制か、更生か適正手続か等)を批判し、新たなモデル論が提唱されている。すなわち、刑罰志向の少年司法に対抗する均衡のとれた修復的正義モデル、及び、少年の特性についての科学的知見を踏まえて少年司法を設計する証拠に基づく発達モデルである。これらのモデル論は、少年本人の利益と社会の利益を共に重視し、その調和を図るという点において、これまで主張されてきた二項対立的なモデル論の欠点の克服を試みる点に、その特長がある。

本研究が検討対象とした均衡のとれた修復的正義モデルは、少年司法の目的を、被害

者の利益、少年の利益、地域社会の利益を均衡のとれた状態にすることにあるとする理念である。具体的には、少年司法システムを通じて、少年が被害者に対して責任を果たすこと、少年が更生プログラムを通じて自分の能力を發展させること、地域社会の安全を促進することという3要素の均衡を目指すのが、同モデルのねらいである。1.で述べたように、同モデルは、OJJDPによって体系化・提唱されたものであるが、実際、イリノイ州やメリーランド州においてその考え方に基いて少年法制が改正されていることがあきらかになった。3.で述べたように、本研究は、このうち、メリーランド州に焦点を当てて、同モデル論が、同州の少年法制に具体的に与えた影響について明らかにした。

(3) 少年司法モデル論がアメリカの少年法制に与えている影響

1997年にメリーランド州は裁判所及び司法手続法を改正し、同法の少年手続部分の目的規定を均衡の取れた修復的正義モデルに副うように改正した。改正の背景には、少年司法の資源を非行防止に重点的に用いること、多機関連携(裁判所と州政府当局、州警察、公設弁護士、地域社会など)を推進すること、重大少年犯罪に対策を集中させること、といった目的があることが明らかとなった。

こうした目的規定の改正の影響を受けた事象と見ることができなのが、同州における少年事件移送制度である。すなわち、同州においては、少年の年齢、少年の心身状況、少年の処遇適合性、犯罪の性質、公共の安全を考慮して少年裁判所から成人裁判所に事件が移送される。この基準は、成人裁判所に管轄が自動的に移送される一定の重大少年事件を再度少年裁判所に逆移送する場合にも考慮されていることが明らかとなった。均衡のとれた修復的正義モデルは、地域社会の安全と少年の改善更生のバランスをとることを少年司法の目的として掲げているが、それが抽象的な理念にとどまらず、個々の法制度に影響を与えていることが考えられ、そうした影響について検討を行うことの重要性が明らかとなった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

津田雅也、メリーランド州における少年事件の自動的移送制度について(1)、法政研究(静岡大学)22巻2号、2018、1-16、査読無し

津田雅也、わが国における少年の刑事処分の位置付けに関する議論、罪と罰、54巻1号、2016、87-99、査読無し

津田雅也、少年法における「犯罪対策の要請」と「保護・教育の要請」の調和についての予備的考察、立教法務研究、9巻、2016、233-247、査読無し

〔学会発表〕(計2件)

津田雅也、少年事件における逆送決定基準、現行刑事法研究会(第16回)、2017年

津田雅也、少年法における刑事処分の位置付け、日本刑法学会仙台部会(第24回)、2016年

〔図書〕(計1件)

津田雅也、信山社出版、少年刑事事件の基礎理論、2015、322

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

津田 雅也 (TSUDA, Masaya)

静岡大学・人文社会科学部・准教授

研究者番号：80633643